

回覧

養父市消費生活センターから

お知らせ

H30.1.15



「還付金詐欺」の電話が、依然但馬地域や市内で発生！

市内で、平成29年9月26日5件、29日4件の還付金詐欺に関する相談がありました。消費生活センターでは、相談を受けてすぐに市内全域に「防災行政告知システム」にて注意喚起の放送をしました。

また、電話がかかっている地域を重点的に広報車で放送をしながら巡回し、養父警察署や金融機関と連携を取り、ATMの巡回、警戒に当たりました。

現在のところ養父市での被害の報告はありませんが、全国的に詐欺被害は増加しており、但馬地域内で被害報告もあり、今後も注意が必要です。

「ATMに行って」という電話がかかったら、それは詐欺です。『110』もしくは、『662-3170』養父市消費生活センターにご連絡ください！

「不用品を買い取ります」と訪問する業者との契約は慎重に

「不用品を買い取ります」と電話がかかっていますか？どんな物でも買い取ると言っていたが、訪問した業者が、貴金属を要求したり、思っていたより買い取り価格が安かったなど、トラブルになることがあります。売りたいくない場合は、きっぱりと断りましょう。

このような場合、書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。また、この期間内は業者への物品の引き渡しを拒否することもできます。



★皆さまからの情報提供が被害防止につながります



養父市消費生活センター

☎662-3170

但馬消費生活センター

☎0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

☎0796-23-1999

養父市地域安全大会

■平成29年10月26日（木）

養父市立ビバホールにて養父市地域安全大会が開催されました。式典では、地域での防犯活動や交通安全活動にご尽力された方への功労者表彰や、川柳コンテストの優秀者への表彰が行われました。

アトラクションでは、伊佐こども園（すみれ組）の園児が体操やフープダンスの演技で会場を盛り上げてくれました。その後但馬消費生活センターと養父市消費生活センター、養父警察署による寸劇「消費生活相談員は見た！本当にあった怖い話 ～捜査協力名目詐欺で逮捕?!～」を解説を交えながら楽しくわかりやすく行いました。

また、兵庫県警察音楽隊による迫力のある演奏があり、音楽隊の演奏に合わせたカラーガード隊の可憐なダンスや「365歩のマーチ」の替え歌で詐欺に注意する啓発を楽しく伝えてもらいました。





大手通販サイトをかたり 未納料金を請求するSMS

心当たりのないSMSには
連絡しないで!!



事例

スマホに、「サイトへの登録料が未納である。本日中に連絡がない場合は法的手段に移行する」という内容のSMSが届いた。送信元として大手通販サイト名が記載されていたが、このサイトを利用したことはない。どうしたらよいか。
(当事者:中学生 男性)

.....ひとことアドバイス.....

- 実在する事業者等の名前をかたり、「有料サイトの料金が未納」などの心当たりのないSMS(ショートメッセージサービス)が届いたという相談が寄せられています。
- 心当たりのない不審なSMSが届いたら、開かずにすぐ削除することが大切です。
- 送信元の名前等に聞き覚えがあっても

安易に信用しないようにしましょう。連絡をすると、個人情報を出されたり、金銭を要求されたりする場合があります。

- 心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん



見守り 新鮮情報

「**不用品**があれば**買い取る**」と女性が**訪問**してきた。**突然**だったので、すぐには用意できないことを伝えると、**1時間後**に今度は**男性**が来た。いらない洋服等を出したが「壊れた**宝飾品**があれば**出してほしい**」と

言われ、指輪等を

含めて**2万5千円**で買い取ってもらった。その後、**形見の指輪**を渡したことを**後悔**し、また買い取り**価格が安すぎる**と思いい、買い戻したいと電話をしたところ「商品は**別の業者に渡してしまった**」と言われた。(60歳代 女性)



訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

ひとこと助言

クーリング・オフ
できるよ



見守るくん

- 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフが出来ます(法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間)。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。